

国及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組状況について

1. 調査目的等

基本方針に定められた契約類型ごとの環境配慮契約について、国及び独立行政法人等における締結実績に関する状況の把握・分析、及び調達担当者に対する調査等を通じ、各契約類型における課題の抽出等を行うことを目的に調査を実施する。

2. 契約締結実績

国及び独立行政法人等については、各機関が環境配慮契約法第8条に基づき環境配慮契約の締結実績の概要をとりまとめ・公表の上、環境大臣に報告している¹。平成20年度以降の契約類型別の締結実績は、以下のとおりである。

なお、平成23年度における国及び独立行政法人等の環境配慮契約の締結実績及び契約類型別の実績集計に当たっての定義等については[参考1](#)を参照。

(1) 電気の供給を受ける契約

契約件数

国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約の締結件数及び環境配慮契約の締結件数の推移は、表1のとおりである。総契約件数（環境配慮契約が不可能な場合²を含む）に占める環境配慮契約の締結件数の割合は、平成20年度の45.4%から平成23年度の32.4%へと年々減少している（ただし、平成20年度については、脚注1に記載した理由により、実績が把握できない場合があるため参考値である）。

契約電力量

平成22年度の実績調査から、総使用電力量を把握している。

平成22年度においては、総使用電力量10,652百万kWhのうち、環境配慮契約が

¹ 締結実績は法施行時期等の関係で平成20年度以降順次概要がとりまとめられている。ただし、環境配慮契約法は、平成19年11月22日施行のため、平成19年度の実績については一部省庁等で試験的に把握したのみである。また、例えば平成20年度の電気の供給を受ける契約については19年度中に契約を締結する施設も多くあり、実績として把握できない場合がある。

² 次のいずれかに該当する場合に環境配慮契約が不可能であったとしている。

50kW未満の契約

賃貸ビル等に入居しており、電力会社と直接契約していない

電力供給会社が3者に満たない

長期契約期間中（2年目以降）である

不落随意契約

不可能であった場合が 4,468 百万 kWh(総使用電力量に占める割合 41.9%)であり、入札が可能であった 6,184 百万 kWh のうち 1,002 百万 kWh(入札が可能であった電力量に占める割合 16.2%) が未実施であった。

平成 23 年度においては、総使用電力量 9,833 百万 kWh のうち、環境配慮契約が不可能であった場合が 4,742 百万 kWh(総使用電力量に占める割合 48.2%)であり、入札が可能であった 5,091 百万 kWh のうち 1,101 百万 kWh(入札が可能であった電力量に占める割合 21.6%) が未実施であった。

平成 22 年度、23 年度ともに、入札が可能であった電力量に占める環境配慮契約の未実施割合は 2 割程度であり、電力量ベースで見ると、国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約における環境配慮契約は概ね取り組まれている状況にあると考えられる。

表1 電気の供給を受ける契約の締結実績（契約件数）

区 分	内 訳	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国の機関	総契約件数	2,539	4,506	5,059	4,539
	うち環境配慮契約件数	1,391	1,798	1,865	1,657
	環境配慮契約割合	54.8%	39.9%	36.9%	36.5%
独立行政法人等	総契約件数	864	986	1,501	1,646
	うち環境配慮契約件数	153	293	368	350
	環境配慮契約割合	17.7%	29.7%	24.5%	21.3%
合計	総契約件数	3,403	5,492	6,560	6,185
	うち環境配慮契約件数	1,544	2,091	2,233	2,007
	環境配慮契約割合	45.4%	38.1%	34.0%	32.4%

表2 電気の供給を受ける契約の締結実績（契約電力量）

区 分	内 訳	平成22年度	平成23年度
国の機関	総使用電力量合計	3,230	2,877
	うち入札の実施が不可能	721	857
	総使用電力量に占める割合	22.3%	29.8%
	うち入札可能であったが未実施	232	181
	総使用電力量に占める割合	7.2%	6.3%
独立行政法人等	総使用電力量合計	7,422	6,956
	うち入札の実施が不可能	3,747	3,885
	総使用電力量に占める割合	50.5%	55.9%
	うち入札可能であったが未実施	770	921
	総使用電力量に占める割合	10.4%	13.2%
合計	総使用電力量合計	10,652	9,833
	うち入札の実施が不可能	4,468	4,742
	総使用電力量に占める割合	41.9%	48.2%
	うち入札可能であったが未実施	1,002	1,101
	総使用電力量に占める割合	9.4%	11.2%

(電力量の単位：百万kWh)

(2) 自動車の購入等に係る契約

自動車の購入

国及び独立行政法人等の自動車の購入台数及び環境配慮契約（総合評価落札方式）による購入台数の推移は、表3のとおりである。総購入台数に占める環境配慮契約の実施の割合は、平成20年度は27.1%と低い状況³であったが、平成21年度以降は毎年度8割を超えており、自動車の購入に係る契約において総合評価落札方式が広く採用されている状況にある。

表3 自動車の購入に係る契約の締結実績

区分	内 訳	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国の機関	自動車の購入台数	4,240台	4,159台	1,425台	1,091台
	うち総合評価落札方式によるもの	1,126台	3,676台	1,340台	957台
	総合評価落札方式の割合	26.6%	88.4%	94.0%	87.7%
独立行政法人等	自動車の購入台数	254台	258台	405台	757台
	うち総合評価落札方式によるもの	90台	109台	290台	601台
	総合評価落札方式の割合	35.4%	42.2%	71.6%	79.4%
合計	自動車の購入台数	4,494台	4,417台	1,830台	1,848台
	うち総合評価落札方式によるもの	1,216台	3,785台	1,630台	1,558台
	総合評価落札方式の割合	27.1%	85.7%	89.1%	84.3%

注：国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両を除く

自動車の賃貸借

平成22年度及び23年度⁴における国及び独立行政法人等の自動車の賃貸借台数及び環境配慮契約（総合評価落札方式）による賃貸借台数は、表4のとおりである。上記に示したとおり、自動車の購入に係る契約においては環境配慮契約が高い割合で実施されているが、賃貸借に係る契約においては十分に実施されているとは言い難い状況⁵にある。

³ 平成20年度においては、環境配慮契約法に基づく総合評価落札方式の仕様書の作成等に時間を要し、実際の発注に間に合わなかった機関があった等の理由による。

⁴ 自動車の賃貸借における環境配慮契約は平成21年度から実施しているが、平成21年度における契約締結実績には短期間のレンタル（いわゆるレンタカーの利用）も含まれており、経年の比較が困難であることから、実績から除外している。

⁵ ただし、契約期間が3年未満であって、かつ当該仕様を満たす車種間の燃費の差が小さい場合等評価に当たって環境性能がほとんど寄与しない場合は、総合評価落札方式の適用を除外している。

表4 自動車の賃貸借に係る契約の締結実績

区 分	内 訳	平成22年度	平成23年度
国の機関	自動車の賃貸借台数	473台	311台
	うち総合評価落札方式によるもの	165台	47台
	総合評価落札方式の割合	34.9%	15.1%
独立行政法人等	自動車の賃貸借台数	556台	520台
	うち総合評価落札方式によるもの	114台	126台
	総合評価落札方式の割合	20.5%	24.2%
合計	自動車の賃貸借台数	1,029台	831台
	うち総合評価落札方式によるもの	279台	173台
	総合評価落札方式の割合	27.1%	20.8%

注1：国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両を除く

注2：賃貸借台数から短期間のレンタル（いわゆるレンタカーの利用）は除外

（3）船舶の調達に係る契約

船舶の調達に係る契約は、平成22年度より環境配慮契約法基本方針に位置づけられ、国及び独立行政法人等の船舶の調達に係る契約締結実績は、次のとおりである。

平成22年度において船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は3件であったが、環境配慮型船舶プロポーザル方式による調達は実施されなかった。また、小型船舶（推進機関のみの場合を含む）の調達総件数113件のうち9件（8.0%）が燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であった。

平成23年度において船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は5件であったが、環境配慮型船舶プロポーザル方式による調達は実施されなかった。また、小型船舶（推進機関のみの場合を含む）の調達総件数160件のうち9件（5.6%）が燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であった。

両年度ともに、多くの場合が、適用除外となる「当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される」に該当するため、船舶の調達に係る契約において環境配慮契約が実施されなかった。

（4）省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約

国及び独立行政法人等のESCO事業に係る契約締結実績は、表5のとおりである。

フィジビリティ・スタディの実施件数は平成20年度には20件であったが、毎年度減少し、平成23年度には0件となった。また、ESCO事業の実施件数は平成20年度9件、21年度2件、22年度4件、23年度1件となっており、環境配慮契約法の施行以降のESCO事業は、独立行政法人及び国立大学法人において実施されているが、国の機関においては実施されていない。

表5 省エネルギー改修事業に係る契約の締結実績

区 分	内 訳	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国の機関	フィジビリティ・スタディの実施件数	14件	2件	0件	0件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	0件	0件	0件	0件
	ESCO事業実施件数	0件	0件	0件	0件
独立行政法人等	フィジビリティ・スタディの実施件数	6件	2件	1件	0件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	5件	2件	1件	0件
	ESCO事業実施件数	9件	2件	4件	1件
合計	フィジビリティ・スタディの実施件数	20件	4件	1件	0件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	5件	2件	1件	0件
	ESCO事業実施件数	9件	2件	4件	1件

(5) 建築物の設計に係る契約

国及び独立行政法人等の建築物の設計に係る契約締結実績は、表6のとおりである。

新築の場合の設計業務の総数及び大規模改修工事における環境配慮型プロポーザル方式の実施件数については、平成22年度から把握している。

環境配慮型プロポーザル方式の実施件数は平成20年度276件、21年度307件、22年度215件、23年度279件となっている。また、平成22年度においては建築物の建築（新築）に係る設計業務190件中のうち124件（63.3%）、23年度においては220件のうち142件（64.5%）が、環境配慮型プロポーザル方式を実施している。

環境配慮型プロポーザル方式を実施しない理由としては、「温室効果ガス等の削減について、設計上の工夫の余地がほとんどない」と判断される場合、「設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業」に該当する場合が多くなっている。

表6 建築物の設計に係る契約の締結実績

区 分	内 訳	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国の機関	建築物の建築（新築）に係る設計業務総数	-	-	66件	51件
	うち環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	43件	55件	30件	23件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合	-	-	45.5%	45.1%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数	-	-	5件	5件
独立行政法人等	建築物の建築（新築）に係る設計業務総数	-	-	130件	169件
	うち環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	233件	252件	94件	119件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合	-	-	72.3%	70.4%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数	-	-	86件	132件
合計	建築物の建築（新築）に係る設計業務総数	-	-	196件	220件
	うち環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	276件	307件	124件	142件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合	-	-	63.3%	64.5%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数	-	-	91件	137件

平成20年度及び21年度は環境配慮型プロポーザル方式の実施件数

3. 調査対象等

上記2のとおり、平成20年度以降の契約締結実績をみると、環境配慮契約の取組が進展している契約類型と現段階においては十分とは言い難い状況にある契約類型があることから、それぞれの契約締結実績を踏まえ、当該契約類型における課題抽出等に有効な調査対象となる機関を選定し、現在調査を実施しているところであり、その調査結果については、第2回専門委員会において報告予定である。

なお、調査対象機関の選定要件は、以下のとおりである。

(1) 電気の供給を受ける契約

上記2(1)のとおり、環境配慮契約の取組は、概ね行われていると考えられることから、使用電力量の多い施設を有する代表的な国の機関、独立行政法人、国立大学法人等であって、環境配慮契約の実施割合が相対的に低い機関を調査対象機関として選定し、個別に調査を実施している。

(2) 自動車の購入等に係る契約

上記2(2)のとおり、自動車の購入に係る契約における環境配慮契約の実施割合は、高い状況にあるが、賃貸借に係る契約は環境配慮契約の促進に向けて改善の余地があるものと考えられることから、特に賃貸借による調達台数の多い独立行政法人、国立大学法人等であって、環境配慮契約の実施割合が相対的に低い機関を調査対象機関として選定し、個別に調査を実施している。

(3) 船舶の調達に係る契約

船舶の調達を行う機関は限られていることから、船舶の設計業務を発注した実績のある機関、小型船舶の調達を行った実績のある機関を調査対象として選定し、個別に調査を実施している。

(4) 省エネルギー改修事業(ESCO事業)に係る契約

ESCO事業の実施状況は、他の契約類型に比べ、十分とは言い難い状況にあることから、フィージビリティ・スタディを実施した実績のある機関、ESCO事業を実施した実績のある機関を調査対象として選定し、個別に調査を実施している。

(5) 建築物の設計に係る契約

一定以上の建築物の設計業務を件数について発注実績のある機関は限られていることから、発注件数の多い国の機関、独立行政法人、国立大学法人等を調査対象機関として選定し、個別に調査を実施している。